

令和6年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 議事概要

| | |
|----------|--|
| 開催日 | 令和7年3月21日（金） 18：30 ～ 20：00 |
| 開催方法 | オンライン（Webex） |
| 出席者 | 資料1-1 令和6年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 出席者名簿 参照 |
| 事務局 | 資料1-2 令和6年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 事務局名簿 参照 |
| 案件 | 1. 関係機関紹介 |
| | 委員及び事務局紹介 |
| | 委員の互選により、児玉委員を会長に選任 会長の氏名により、西留委員を職務代理者に選任 |
| 案件 | 2. 議題 |
| 議題 | 議題1 堺市における医療的ケア児等支援のための施策について（資料2-1） |
| 事務局説明 | 資料2-1 により説明 <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉・教育分野が連携し、医療的ケア児等を地域で支えるため、本連絡会議を開催している。 ・ベルデさかいについて 入所は現在50名で常時満床。短期入所は定員10名で、現在の利用登録者数は368名（市内236名、市外132名）。令和5年度実績で1日平均利用人数6.4名。生活介護は、定員20名で、現在の利用登録者53名。令和5年度実績で1日平均利用人数13.7名。 ・重症障害者医療的ケア支援事業として、訪問看護師派遣によるレスパイト支援を実施。令和5年度4名利用。 ・日常生活用具で、令和5年度より人工呼吸器用の外部バッテリーの給付を実施。初年度25件の給付。 ・堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施。令和5年度は6事業所と契約。延べ9名利用。 ・令和6年度医療的ケアが必要な児童、生徒は、18校28名。 |
| 委員からの意見等 | ・医療、福祉、保健、教育等の多分野にわたる支援施策が整備されてきている。 |
| 議題 | 議題2 医療的ケア児等コーディネーター養成研修について（資料3-1） |
| 事務局説明 | 資料3-1 により説明 <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業については、引き続き、令和7年度から3年間の契約で社会医療法人ベガサスに委託。 ・研修修了者は令和5年度より大幅増となった。 |
| 委員からの意見等 | ・医療的ケア児等コーディネーター（以下、コーディネーター）が増加しているが、活動状況や役割が見えにくい。市として事例など把握しているか。 ⇒（事務局回答） <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの具体的な活動状況については、把握しているケースもあるが、現時点では市として個別に把握する仕組みは整っていない。 ・コーディネーター全体をつなぐ仕組みや情報共有の機会はあるか。 ⇒（事務局回答） <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター養成研修で、市の医療的ケア児等への支援について案内している。また、フォローアップ研修は、情報共有の場としても期待している。 ・医療的ケア児の相談が、直接市や大阪府医療的ケア支援センターに寄せられることが多く、最初の相談窓口が分かりにくい。 ・個人情報扱う根拠や、業務として活動できる仕組みが整っていない。 |

| | |
|----------|--|
| 議題 | 議題3 関係機関との情報共有等について（堺市立児童発達支援センターの中核機能強化） |
| 事務局説明 | <p>・令和6年4月の児童福祉法改正により、児童発達支援センター（以下、センター）の位置づけや役割が大きく見直されたことを受け、本市におけるセンターの体制整備及び中核機能強化の取組について説明。</p> <p>・センターでは、令和6年度より医療型・福祉型を一体的に運営する体制へ移行し、「もず園」「つぼみ園」の2センターが、地域における中核的支援機関として機能することとなった。医療型で実施してきた治療なども引き続き実施。</p> <p>・幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所に対する助言・支援、インクルージョン推進、相談支援の入口機能、といった役割を中心に、センターの今後の取組の方向性について説明。</p> |
| 議題 | 議題3 関係機関との情報共有等について（その他） |
| 委員からの意見等 | <p>医療的ケア児の学校生活</p> <p>・看護職員配置や通学支援の充実により、保護者の学校待機が減少している。一方で、宿泊学習や校外活動時における医師・看護師の確保は依然として課題であり、外部機関との連携が不可欠である。</p> <p>大阪府医療的ケア児支援センター</p> <p>・府内全体で医療的ケア児に関する相談件数が増加しており、単体での対応は限界である。各市で制度の出来も異なるため、各市の実情に合わせて対応してもらった方がよいと考えている。そのため、地域に近い場所で相談や調整を担える拠点（ランチ機能等）を圏域に置く方向で動いている。</p> <p>また、大阪府医療的ケア児支援センターとしては、各地域でコーディネーターが情報のハブとなり、地域資源や支援状況を踏まえた相談対応が行われることを期待している。</p> <p>そのためにも、コーディネーターが活動しやすい仕組みづくりや、市町村側での位置づけの整理が必要であるとの意見が出された。</p> <p>地域の資源</p> <p>・最近市内で医療的ケアのある方を受け入れる事業所が障害者、障害児ともに増えてきている。一方、事業継続していくには課題があり、途中で事業を縮小しているところもある。</p> |